

改正

平成29年3月31日規則第23号

市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付規則

市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付規則（昭和56年規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、自治会等が集会施設及び倉庫を整備することにより、地域住民のふれあいと連帯の促進を図るため、予算の範囲内において、自治会等に対し市川市自治会等集会施設整備事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自治会等 市内の一定の区域に住所を有する住民の地縁に基づいて形成された団体であつて市長が認めるものをいう。
- （2）集会施設 地域住民の集会等に使用するため自治会等が管理する施設をいう。
- （3）倉庫 地域活動に使用する物品を収納するため自治会等が管理する施設をいう。
- （4）集会施設新築等事業 自治会等が集会施設となる施設について、新築（新たな建築物を建築することをいう。以下同じ。）をする事業又は購入（当該購入に際して集会施設として使用するために必要な改装工事を行うことを含む。）をする事業をいう。
- （5）集会施設増築等事業 自治会等がその所有する集会施設について、増築、改築又は耐震補強をする事業をいう。
- （6）集会施設改修等事業 自治会等がその所有する集会施設について、改修又は修繕をする事業をいう。
- （7）集会施設用地購入事業 自治会等が集会施設となる施設の新築をするために土地の購入をする事業又は当該施設及び当該施設の存する土地を購入する場合の当該土地の購入をする事業をいう。
- （8）集会施設借上事業 独占的に使用することができる集会施設を所有していない自治会等が集会施設となる施設の借上げをする事業をいう。
- （9）集会施設用地借上事業 自治会等がその所有する集会施設の存する土地について借上げをする事業をいう。
- （10）倉庫新築等事業 自治会等が倉庫となる施設について、新築をする事業又は購入をする事業をいう。

一部改正〔平成29年規則23号〕

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、集会施設新築等事業、集会施設増築等事業、集会施設改修等事業、集会施設用地購入事業、集会施設借上事業、集会施設用地借上事業及び倉庫新築等事業とする。

2 自治会等は、次の各号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- （1）集会施設新築等事業 次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 事業に係る施設の延床面積が33平方メートルを超えること。
 - イ 補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度（以下「申請年度」という。）前の30年度の間において、集会施設新築等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
 - ウ 申請年度前の10年度の間において、集会施設増築等事業又は集会施設改修等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
 - エ 規約において、自治会等を解散する場合に事業の残余財産について市川市に帰属する旨の内容の条項を規定していること。
- (2) 集会施設増築等事業 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 事業を実施した後において、事業に係る集会施設の延床面積が33平方メートルを超えること。
 - イ 事業に要する費用が10万円を超えること。
 - ウ 申請年度前の30年度の間において、集会施設新築等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
 - エ 申請年度前の10年度の間において、集会施設増築等事業又は集会施設改修等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 集会施設改修等事業 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 事業に要する費用が10万円を超えること。
 - イ 申請年度前の10年度の間において、集会施設新築等事業又は集会施設増築等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
 - ウ 申請年度前の10年度の間において、集会施設改修等事業に係る補助金の交付を受けたことがあるときは、その合計額が100万円未満であること。
- (4) 集会施設用地購入事業 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 集会施設となる施設の新築をするために土地を購入すること又は当該施設及び当該施設の存する土地を購入する場合の当該土地を購入すること。
 - イ 申請年度前の50年度の間において、集会施設用地購入事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する認可を受けていること。
 - エ 規約において、自治会等を解散する場合に事業の残余財産について市川市に帰属する旨の内容の条項を規定していること。
- (5) 集会施設借上事業 独占的に使用することができる集会施設を所有していない自治会等が一の施設を集会施設として使用するために借り上げること。
- (6) 集会施設用地借上事業 初めて集会施設用地借上事業に係る補助金の交付を受けた年度から起算して10年を経過していないこと。
- (7) 倉庫新築等事業 次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 事業に係る施設が他の建築物から独立した建築物であること。
 - イ 事業に係る施設の延床面積が3.3平方メートルを超えること。
 - ウ 申請年度前の10年度の間において、倉庫新築等事業に係る補助金の交付を受けていないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、自治会等は、天災その他市長がやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号イ若しくはウ、第2号ウ若しくはエ、第3号イ若しくはウ又は第7号ウに規定

する要件を満たすことを要しない。

- 4 複数の自治会等により構成する団体が一の補助対象事業を実施する場合には、当該団体を自治会等とみなして、この規則を適用するものとする。

一部改正〔平成29年規則23号〕

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるところにより算出して得た額とする。

(事前協議)

第5条 自治会等は、補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

- 2 自治会等は、前項の規定による協議をしようとするときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金事前協議申出書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業費の見積書

(2) 複数の自治会等により構成する団体が一の補助対象事業を実施する場合には、各自治会等が合同で実施することに合意していることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 自治会等は、前条第1項の規定による協議が調い、集会施設新築等事業、集会施設増築等事業、集会施設改修等事業、集会施設用地購入事業又は倉庫新築等事業(以下「整備事業」という。)に係る補助金の交付を申請しようとするときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金(整備事業)交付申請書(様式第2号)に別表第2の左欄に掲げる整備事業の区分に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 自治会等は、前条第1項の規定による協議が調い、集会施設借上事業又は集会施設用地借上事業に係る補助金の交付を申請しようとするときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金(集会施設借上事業又は集会施設用地借上事業)交付申請書(様式第3号)又は市川市自治会等集会施設整備事業等補助金(集会施設用地借上事業)交付申請書(様式第3号の2)に集会施設又は自治会等が所有する集会施設の存する土地を借り上げる契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成29年規則23号〕

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助対象事業に係る補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

- 2 前項の規定により付する条件には、当該補助対象事業の完了後においても従うべき事項を内容とする条件を含むものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前2条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付可否決定通知書(様式第4号)により、速やかにその決定の内容及びこれ

に条件を付した場合にはその条件を当該補助金の交付を申請した自治会等に通知するものとする。
(変更等の承認)

第10条 補助金の交付を申請した自治会等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助対象事業の内容、計画等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）又は補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第5号）に当該変更等の内容に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等の承認の申請があったときは、その内容を審査の上承認の可否を決定し、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付申請事項変更等承認等通知書（様式第6号）により当該変更等の承認を申請した自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象事業を完了した自治会等は、速やかに、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費に係る収入及び支出を記した書類
- (2) 補助対象事業に係る集会施設若しくは倉庫の写真又は土地の所有権に関する登記事項証明書その他補助対象事業の完了を確認することができる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績の報告があった場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金額確定通知書（様式第8号）により当該実績の報告をした自治会等に通知するものとする。

(交付の請求等)

第13条 前条の規定により整備事業又は集会施設用地借上事業に係る補助金の額の確定を受けた自治会等は、当該補助金の交付を受けようとするときは、市川市自治会等集会施設整備事業又は集会施設用地借上事業等補助金（整備事業又は集会施設用地借上事業）交付請求書（様式第9号）又は市川市自治会等集会施設整備事業等補助金（集会施設用地借上事業）交付請求書（様式第9号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の添付書類は、整備事業に係るものにあつては第1号、第2号及び第4号に、集会施設用地借上事業に係るものにあつては第3号及び第4号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の請求書の写し
- (2) 事業費の支払いを証する書類
- (3) 自治会等が所有する集会施設の存する土地の借上料の支払いを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前条の規定により集会施設借上事業に係る補助金の額の確定を受けた自治会等は、当該補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月から9月までの分にあつては10月1日から同月末日までに、毎年10月から翌年3月までの分にあつては3月1日から同月末日までに、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金（集会施設借上事業）交付請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 借上料の支払いを証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、第1項又は前項の規定により補助金の交付請求があったときは、補助対象事業の完了の事実を確認し、速やかに、補助金を交付するものとする。

一部改正〔平成29年規則23号〕

(決定の取消し)

第14条 市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (5) 市長の指示に従わないとき。
 - (6) その他この規則に違反したとき。
- 2 前項の規定は、自治会等に交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、速やかに当該取消しの内容を当該補助金の交付の決定を受けた自治会等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、自治会等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第16条 補助金の交付を受けた自治会等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、当該補助金の額に市川市税外収入に対する延滞金徴収条例(昭和45年条例第6号)の定めるところにより計算した金額に相当する延滞金を加算して市に納付しなければならない。

(集会施設等の処分の制限)

第17条 自治会等は、補助金に係る集会施設、土地又は倉庫について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該集会施設又は倉庫の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付規則(次項において「新規則」という。)」の規定は、平成24年10月1日以後に交付の申請のあった補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

(旧集会施設補助金等の交付を受けた自治会等に係る補助金の交付の要件)

- 3 改正前の市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付規則第9条の規定により同規則第3条第1項第1号に規定する集会施設整備事業補助金(以下「旧集会施設補助金」という。)又は同項第3号に規定する倉庫整備事業補助金(以下「旧倉庫補助金」という。)の交付を受けた自治会等は、次の各号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該各号に定める要件を満たさなければならない。ただし、天災その他市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 集会施設新築等事業 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 申請年度前の30年度の間において、旧集会施設補助金(新築に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。

イ 申請年度前の10年度の間において、旧集会施設補助金(増築、改築又は改修に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。

(2) 集会施設増築等事業 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 申請年度前の30年度の間において、旧集会施設補助金(新築に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。

イ 申請年度前の10年度の間において、旧集会施設補助金(増築、改築又は改修に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。

(3) 集会施設改修等事業 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 申請年度前の10年度の間において、旧集会施設補助金(改修に係るものを除く。)の交付を受けていないこと。

イ 申請年度前の10年度の間において、旧集会施設補助金(改修に係るものに限る。)及び新規則第3条第1項に規定する集会施設改修等事業に係る補助金の交付を受けたことがあるときは、それらの合計額が100万円未満であること。

(4) 倉庫新築等事業 申請年度前の10年度の間において、旧倉庫補助金の交付を受けていないこと。

- 4 旧集会施設補助金(改修に係るものに限る。)の交付を受けた自治会等に係る別表第1備考3の規定の適用については、同規定中「同事業に係る補助金の額」とあるのは、「同事業に係る補助金及び旧集会施設補助金(改修に係るものに限る。)の合計額」とする。

附 則 (平成29年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市自治会等集会施設整備事業等補助金交付規則の規定は、平成29年4月1日以後に交付の申請のあった補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用する

ることができる。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|--|------|---|
| 集会施設新築等事業 | 新築に係る工事又は購入に要した費用 | 4分の3 | 1,500万円 |
| 集会施設増築等事業 | 増築、改築又は耐震補強に係る工事に要した費用 | 2分の1 | 500万円 |
| 集会施設改修等事業 | 改修又は修繕に係る工事に要した費用 | 2分の1 | 100万円 |
| 集会施設用地購入事業 | 集会施設となる施設の新築をするための土地の購入又は当該施設及び当該施設の存する土地を購入する場合の当該土地の購入に要した費用 | 4分の3 | 1,000万円 |
| 集会施設借上事業 | 集会施設となる施設の借上げに要した費用 | 2分の1 | 第3条第4項の規定により自治会等とみなされる団体にあつては月額3万円、その他の自治会等にあつては月額2万円 |
| 集会施設用地借上事業 | 自治会等が所有する集会施設の存する土地の借上げに要した費用 | 2分の1 | 第3条第4項の規定により自治会等とみなされる団体にあつては月額3万円、その他の自治会等にあつては月額2万円 |
| 倉庫新築等事業 | 倉庫となる施設の新築に係る工事又は購入に要した費用 | 2分の1 | 100万円 |

備考

- 1 工事に要した費用には、既存の集会施設又は倉庫の解体及び移転に要した費用は含まないものとする。
 - 2 集会施設新築等事業に係る補助対象経費のうち、新築に係る工事に要した費用又は購入に要した費用のうち当該購入に際して集会施設として利用するために必要な改装工事に要した費用の額は、1平方メートル当たりの建築単価（24万円を超える場合には、24万円とする。）に工事に係る延べ面積を乗じて得た額とする。
 - 3 集会施設改修等事業に係る補助金の額は、100万円から申請年度前の10年度の間において交付された同事業に係る補助金の額を控除した額を上限とする。
 - 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 一部改正〔平成29年規則23号〕

別表第2（第6条関係）

| 補助対象事業 | 添付書類 | |
|------------|---|---|
| 集会施設新築等事業 | 1 事業費の見積書 | |
| 集会施設増築等事業 | 増築をする事業 | 2 設計図書 |
| | 改築をする事業 | 3 事業費に関する予算書 4 土地の利用権限を証する書類 5 事業の実施について自治会等の総会の承認を得たことを証する書類 6 その他市長が必要と認める書類 |
| | 耐震補強をする事業 | 1 事業費の見積書 2 設計図書 3 事業費に関する予算書 4 事業の実施について自治会等の総会の承認を得たことを証する書類 5 その他市長が必要と認める書類 |
| 集会施設改修等事業 | 1 事業費の見積書 2 設計図書 3 事業費に関する予算書 4 その他市長が必要と認める書類 | |
| 集会施設用地購入事業 | 1 事業費の見積書 2 土地の平面図 3 事業費に関する予算書 4 土地の利用権限を証する書類 5 事業の実施について自治会等の総会の承認を得たことを証する書類 6 認可地縁団体証明書 7 その他市長が必要と認める書類 | |
| 倉庫新築等事業 | 1 事業費の見積書 2 設計図書 3 事業費に関する予算書 4 土地の利用権限を証する書類 5 その他市長が必要と認める書類 | |

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

一部改正〔平成29年規則23号〕

様式第3号の2（第6条関係）

追加〔平成29年規則23号〕

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第11条関係）

一部改正〔平成29年規則23号〕

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第9号の2（第13条関係）

追加〔平成29年規則23号〕

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）